

令和4年7月に契約した一者随意契約の契約案件

※ 契約金額130万円（消費税込）超を公表

	番号及び名称
1	第90070号 西海市西海斎場機器補修工事
2	第72031号 大島文化ホール高温再生器フロート弁交換修繕
3	第16010号 コンビニ交付クラウドシステム更新業務委託

契約内容一覧表(工事)

令和4年度

工事番号	第90070号
工事名	西海市西海斎場機器補修工事
工事場所	西海市西海町黒口郷地内
工事の種類	機械器具設置

請負人 住所・氏名	秋田県秋田市茨島2丁目1-7 (株)炉研 代表取締役 三浦 亨 様
--------------	---

公表期限	令和5年 7月31日まで
------	--------------

契約年月日	令和4年 7月25日
第 回 契約変更年月日	
第 回 契約変更年月日	
第 回 契約変更年月日	

請負代金金額(当初)	2,805,000円
第 回 変更請負代金金額	
第 回 変更請負代金金額	
第 回 変更請負代金金額	

工期	着工年月日	令和4年 7月25日
	竣工年月日	令和4年12月21日
第 回 変更竣工年月日		
第 回 変更竣工年月日		
第 回 変更竣工年月日		

随意契約における契約相手方の選定理由

今回の工事は、火葬炉の運転を停止した状態で行う必要があり、通常の火葬業務への支障が無いように実施する必要がある。
 上記の業者は、西海市西海斎場の建設当初に火葬炉の設計施工を行い、現在も火葬炉の保守点検業務を行っており、西海市西海斎場の火葬炉について熟知している。
 よって、通常の火葬業務への支障が無く、最も安全かつ確実に工事を実施できる業者として選定する。

工事概要	西海市西海斎場の機器老朽化を踏まえ、施設内火葬炉の機器及び付属設備の補修工事を行い、処理施設の向上を図り、安定した火葬業務を行えるようにするため。 ・主燃焼炉耐火物補修工事(1号炉)・火葬台車耐火物打替補修工事(3号車)・集塵フィルター取替補修工事(3号炉)・ギアポンプ取替補修工事(No.1・No.2)
第 回 変更工事概要	
第 回 変更工事概要	
第 回 変更工事概要	

第 回 変更理由条項	
第 回 変更理由条項	
第 回 変更理由条項	

契約内容一覧表(修繕)

令和4年度

修繕番号	第72031号
修繕名	大島文化ホール高温再生器フロート弁交換修繕
修繕場所	西海市大島町
修繕の種類	空調機械

請負人 住所・氏名	福岡県福岡市博多区上呉服町10番10号 (株)日立ビルシステム西日本支社 支社長 檜山 仁 様
--------------	---

公表期限	令和5年 7月31日まで
------	--------------

契約年月日	令和4年7月26日
第 回 契約変更年月日	
第 回 契約変更年月日	
第 回 契約変更年月日	

請負代金金額(当初)	1,842,500円
第 回 変更請負代金金額	
第 回 変更請負代金金額	
第 回 変更請負代金金額	

工期	着工年月日	令和4年7月26日
	竣工年月日	令和4年9月30日
第 回 変更竣工年月日		
第 回 変更竣工年月日		
第 回 変更竣工年月日		

随意契約における契約相手方の選定理由

本施設の空調機は、冷房時には水を冷媒として使用し機器を真空に近い状態に保ち、その中で配管内に水を降らし、低圧状態で蒸発させ、気化熱を奪い冷水を作り、暖房時には燃烧熱で配管内の水を加熱し、温水を発生させる原理である。そのため、修繕時には空調機を分解し、修繕後も真空状態を保つなど高い技術を要する。本業者は、空調機的设计及び構造を知悉しており、本修繕を確実かつ安全に施工する技術を有すると判断されることから選定するものである。

工事概要	大島文化ホール空調機の高温再生器のフロート弁が故障しているため修繕するもの。
第 回 変更工事概要	
第 回 変更工事概要	
第 回 変更工事概要	

第 回 変更理由条項	
第 回 変更理由条項	
第 回 変更理由条項	

契 約 内 容 一 覧 表(業務)

令和4年度

業務番号	第16010号
業務名	コンビニ交付クラウドシステム更新業務委託
業務場所	西海市役所 市民課
業務の種類	コンピュータ・システム関連業務

請負人 住所・氏名	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目14-1
	富士フイルムシステムサービス(株) 公共事業本部 西日本支店
	支店長 久保 裕之 様

公表期限	令和5年 7月31日まで
------	--------------

契約年月日	令和4年 7月27日
第 回 契約変更年月日	
第 回 契約変更年月日	
第 回 契約変更年月日	

請負代金金額（当初）	4,180,000円
第 回 変更請負代金金額	
第 回 変更請負代金金額	
第 回 変更請負代金金額	

工 期	着工年月日	令和4年 7月27日
	竣工年月日	令和5年 2月28日
第 回 変更竣工年月日		
第 回 変更竣工年月日		
第 回 変更竣工年月日		

随意契約における契約相手方の選定理由

平成30年2月22日に導入した証明書コンビニ交付サービスは富士フイルムシステムサービス株式会社（旧富士ゼロックス）提供のクラウドサービスにてシステム構築を行っており、今回はハードウェア等の機器の更新であるため証明書コンビニ交付サービスを導入した業者1者随意契約とする。
 （このシステムは、既存住民記録システム、税システムとの情報連携が必要である。他の業者では既存住民記録システム、税システムとの情報連携からのシステム構築が必要になる。）

工事概要
コンビニ交付クラウドシステムの更新作業を行うもの
第 回 変更工事概要
第 回 変更工事概要
第 回 変更工事概要

第 回 変更理由条項
第 回 変更理由条項
第 回 変更理由条項